

民事信託の活用に係る法的課題

今 川 嘉 文

～目 次～

はじめに

- 第1章 信託制度の概要
- 第2章 信託活用の利点
- 第3章 信託諸法の改正
- 第4章 受託者の行為規制
- 第5章 民事信託の種類
- 第6章 民事信託の活用
- 第7章 福祉信託の手法
- 第8章 民事信託の課題

は じ め に

受託者が信託を営利目的で継続反復して行うか否かにより、民事信託および商事信託に分類できる。民事信託は、信託の受託者が限定された特定の者を相手として、営利を目的とせず、継続反復しないで引き受ける信託である。

個人・法人，中小企業の経営者，地域社会等の意図を実現するため，委託者と受託者の間で独自の信託契約を締結し，様々なコストを抑えつつ，信託のメリットを生かし，様々なコストを抑えることができる。具体的には，①自己信託，②限定責任信託，③知的財産権の信託，④金銭信託など多岐にわたる。

商事信託と異なり、民事信託の受託者は欠格事由に該当しなければ、⁽¹⁾ 自然人または法人を問わない。民事信託会社の設立には免許・登録等は不要である。

このように、信託の担い手が拡大し、商事信託だけでなく民事信託の積極的な活用が期待されている。反面、民事信託の活用場面は拡大したが、「具体的」にどのように実務上活用でき、そのメリットおよびデメリットは、他の法制度を活用する場合の比較において、どのようなものがあるのかについて、必ずしも詳細な検討は極めて少ない。信託の具体的活用は、従来の信託銀行および信託会社等の金融機関だけの問題ではなく、個人が受託者として担い手となれるが、当該個人およびそれを取り巻く利害関係者に多大の影響を与える。

そこで、本稿はこれらの問題点にたち、民事信託の具体的活用方法、各法的な問題点の指摘し、解決策の提言をする。

第1章 信託制度の概要

1 基本的な考え

信託とは、①特定の者（受託者）が、②財産を有する者（委託者）から移転された財産（信託財産）につき、③信託契約、委託者の遺言、公正証書による自己信託により（信託行為）、④一定の目的（信託目的）

(1) 商事信託とは、信託の受託者が信託業として、不特定多数の者を対象として引き受ける信託である。この場合、受託者は信託法だけでなく、信託業法の厳格な適用に服する。

信託業とは、信託の引受けを営業として行うことである（信託業法2条1項）。信託業を営む信託兼営金融機関、信託会社は、内閣総理大臣の免許、資本金規制、営業保証金の供託の規制を受ける。これらは、信託の引受けを営業として行う。営業とは、信託法に基づく信託を営利の目的をもって反復継続して行うことである。

信託は従来、信託兼営金融機関および信託会社が内閣総理大臣の免許を受けて信託業を営む商事信託が中心であった。それが、信託を一般的に馴染みの少ない制度と考えられてきた側面がある。

に従い、⑤財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすることである（信託法2条1項）。信託は受託者と委託者との信頼関係を前提として、⁽²⁾信託契約により、委託者の財産は受託者（信託会社等）に移転し、受託者が信託財産の名義人となり、当該財産を管理・処分を行う。受託者は信託財産を管理・処分する際には、自身の裁量が全てではなく、信託目的に拘束され、受益者の利益を最優先する任務を負う。

受益者は、受託者から信託の収益配当を受け取る。受託者は信託財産の運用、管理、処分により、一定の報酬および費用を受け取る。そのため、受託者は、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務などの義務を負

(2) 現在の「信託」という考え方は、中世ヨーロッパに起源があるとされる。十字軍の兵士となった貴族等は、長期間、所有地を離れることになる。そこで、残った家族のために、所有地を信頼できる友人等に管理運用させて、その収益を兵士の家族に、第三者を通じて渡すのである。土地の自由処分および教団または僧侶への寄付は、封建制度の下で厳しく規制されていました。また、遺言によって長子以外の子供に財産が承継することもできなかった。十字軍の兵士となった貴族等（受託者）は、信頼のおける第三者を受託者として、土地を信託した。受託者が、第三者と所定の目的にしたがい財産の管理運用を行う。例えば、兵士が戦争に出征中および戦死すれば、妻または子供のため信託された土地を活用して、収益を配当する。

信託は、委託者および受託者の信頼関係を基礎とする。しかし、委託者の監視が届かない場合、受託者が信頼を裏切る行為がすることがある。当時、受託者がなした利益相反行為の規制または信託契約上の義務を実現させることは、コモンローでは対処が困難であった。委託者および受益者は、受託者の不当な行為に対し、衡平法裁判所において、高僧である大法宮に訴え、衡平法の原理にもとづく解決を求めるようになる。この判例が衡平法（エクイティー）とよばれるようになる。

衡平法裁判所とは、国王の印鑑を保管し、コモンロー裁判所における裁判開始の書類に押印することを業務としていました。その後、衡平法裁判所は社会経済の変革に伴い、コモンローでは解決困難な事案について審理をすることになる（川口恭弘『現在の金融機関と法（第3版）』（中央経済社、2010年）99頁参照）。

う。他方、受益者は受託者に対し、一定の監督是正権を有している。⁽³⁾

(3) 信託法および信託業法が受任者に課している中心的な義務は、善管注意義務および忠実義務である（井上聡・福田正之・水野大・長谷川絃之・若江悠『新しい信託』(弘文堂, 2007年) 55頁）。

第1に、信託法において善管注意義務とは、物または事務を管理・運営する上において、それをなすべき社会的地位あるいは職業に応じて、通常期待される程度の注意を尽くす義務である。例えば、委任契約について、受任者は委任の本旨に従い、善管注意義務をもって委理事務を処理する兼務を負う（民644条）。信託法は、信託行為に別段の定めがあるときは、「その定めによるところの注意」をもって信託事務を処理することを認めている（信託法29条3項但書）。すなわち、信託法は、受託者の善管注意義務を「任意規定」としている。信託業法上の善管注意義務は、それを軽減することを認める文言は存在しない。信託業法が善管注意義務を規定する趣旨は、監督当局が受託者保護のために行動する根拠を信託業法上、明確にすることである。信託業法に基づく善管注意義務の規定は、当事者の合意によって軽減できる任意法規と解することはできない。

第2に、受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない（信託法30条）。受託者は、受益者の利益より自己の利益を優先させてはならない。そこで、受託者は忠実義務に基づき、受益者の利益を害するおそれがあるものとして、つぎの行為が禁止されている（信託法31条1項）。

①信託財産を固有財産に帰属させ、または固有財産に属する財産を信託財産に帰属させる行為である。例えば、信託財産により株式の運用をしている際に、値上がった株式を受託者の固有財産とし、その代わりに委託者の固有財産に属する他の株式を信託財産に移すことである。

②信託財産を他の信託の信託財産に帰属させる行為です。例えば、複数の委託者から金銭の信託を受けて株式の運用をしている場合、委託者Aの信託財産に属する株式を委託者Bの信託財産とし、その代わりに一定額のコ金をBの信託財産からAの信託財産に移すことである。

③第三者との間で信託財産のために行為する際に、同時に第三者の代理人となる行為である。例えば、信託期間中の管理と信託期間満了時の換価処分を目的として委託者Aから不動産Xの信託を引き受け、信託終了時に不動産Xを売却する場合、受託者が他者Bを代理して不動産Xの売買契約を締結することである。

④その他、受託者と受益者との利益が相反する行為である。例えば、受託者Aが委託者Bの不動産Xの信託を引き受けながら、A自身の都合のた

2 信託の受託状況

社団法人信託協会の統計によれば、わが国における信託の受託状況推移を概観すれば、平成22年3月末現在の信託受託残高は761.3兆円であり、その内訳は、資産運用型信託が104.0兆円、資産管理型信託が574.1兆円、資産流動化型信託が63.5兆円、その他が19.7兆円である。

信託受託残高は前年度比で17.6兆円の増額であり、平成14年3月末現在の信託受託残高は393.0兆円（内訳は、資産運用型信託が144.5兆円、資産管理型信託が214.3兆円、資産流動化型信託が19.8兆円）であったことと比較すれば、約1.94倍の増加である。

これらは商事信託を対象としているが、数値からも明らかなように信託制度の利用ニーズは飛躍的に高まっている。今後は、民事信託制度を積極的に活用することにより、当事者の個別事情に即した資産の管理・処分、および資産の流動化がより活発になることであろう。

3 受益者の権利

第1に、「信託の収益配当権」である。受益者は、受託者から、運用利益のうち諸費用および信託報酬を差し引いた残額の実績配当を受けることができる。信託財産の運用において損失が出た場合、その損失は受益者に帰属する。受託者が責任を負う必要はない。

しかし、「運用方法の特定しない金銭信託」以外の金銭信託（指定金銭信託、無指定金銭信託）に限り、損失補填・利益保証を行うことが認められる。信託は実績配当主義を原則とするが、銀行定期預金と経済的機能が類似し、商品性が競合することの釣り合いからである。なお、信託業務を営む金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」が、信託契約により、特定の場合、元本の補填を認めている

めに金融機関から借入れを受けるに際し、不動産Xに抵当権を設定することである。

(信託兼営法6条)。

第2に、「受託者に対する監督是正権」である。受益者は収益配当権を確保するため、受託者に対し、帳簿閲覧請求および信託違反行為の差止請求権など、各種請求権を有している。

第3に、「受託者に対する解任権」である。これは受託者に対する監督是正権の一つであり、受託者および受益者は両者の合意があれば、いつでも受託者を解任することができる。

4 受託者の義務

受託者は、委託者との信頼を基礎として、信託財産の名義人となり当該財産を運用、管理、処分を行う権限を有するとともに、一定の報酬および費用を受け取る。そのため、受託者は、①善管注意義務、②忠実義務、③財産の分別管理義務という基本義務を負う。

(1) 信託法上の義務

受託者は、信託法に基づき、委託者または受益者に対し、一定の義務を負う。受託者の具体的義務は、つぎの内容である。

①信託事務処理遂行義務(信託法29条1項)・善管注意義務(同条2項)、②忠実義務(信託法30条)、③利益相反行為の制限(信託法31条)、④競合行為の制限(信託法32条)、⑤公平義務(信託法33条)、⑥財産の分別管理義務(信託法34条)、⑦信託法事務処理の委託における第三者の選任および監督義務(信託法35条)、⑧信託法事務処理の報告、帳簿等の作成、保存義務(信託法36条、37条)、⑨損失てん補責任(信託法40条)、などである。

(2) 信託業法上の義務

受託者が業として信託行為をなしている場合、信託業法上の義務も課せられることになる。具体的義務は、つぎの内容である。

民事信託の活用に係る法的課題

①信託の引受に際しての禁止行為（信託業法24条）、②説明義務（信託業法25条）、③契約締結前の書面交付義務（信託業法26条）、④信託財産状況報告書の交付義務（信託業法27）、⑤忠実義務・善管注意義務（信託業法28条1項・2項）、⑥信託財産に関する行為準則（信託法29条）、などである。

第2章 信託活用の利点

信託を利用するメリットとして、つぎのことがいえる。大別して、委託者のメリット、受託者のメリット、受益者のメリットがある。

1 委託者のメリット

第1に、「財産の保護」である。例えば、委託者が有する財産を信託の設定により受託者に移転するので、委託者の倒産リスクから財産を遮断できる。委託者の債権者は、債務を履行させるため信託財産に強制執行をかけることができない（信託法23条1項）。また、委託者が死亡した場合でも当初の意図に沿った財産等の承継が可能となる。

第2に、「委託者死亡後の財産管理」である。例えば、委託者が死亡した場合でも、委託者が生前に設定した信託目的に従って受託者が財産管理を行う。そのため、当初の意図に沿った財産等の承継および長期にわたる財産管理が可能となる。

第3に、「税負担の軽減」である。例えば、個人と個人または一般事業会社間の不動産譲渡により所有権移転登記と比べ、信託を原因とした所有権移転登記では、登録免許税は軽減される。不動産取得税は信託の場合、非課税である。また、不動産を個人名義で有していた場合、固定資産税が負担となることがあるが、信託財産とすれば委託者個人に固定資産税を負うことにはならない。

第4に、「委託者の意思尊重」である。委託者が締結した信託契約の目的により、受託者が信託財産を運用、管理、処分するため、委託者の

意思が尊重される。また、自己信託として、委託者が受託者となることもできる。

第5に、「受益者の指定」である。信託契約に基づき、委託者は様々な受益者をあらかじめ定めておくことができる。例えば、委託者が定めた第1次受益者が死亡し、その受益者が有する受益権につき、他の者を第2次、第3次受益者として定めておき、受益権を数次にわたり承継させることができる。他方、遺言では、「私が死亡すればAに不動産Xを継がせる。Aが死亡すれば、不動産XをBに継がせる」という後継ぎ遺贈を定めることはできない。

第6に、「事業の承継」である。例えば、現オーナー経営者が後継者と考える孫に経営能力がなく、自身が高齢である場合、事業信託により事業を一定期間、他者に事業を信託し、後継者が経営者として育った段階で信託を終了させる。または、後継者がいない場合、現オーナー経営者が委託者かつ受益者となり、他者に事業信託することも考えられる。

2 受託者のメリット

第1に、「財産運用に係る責任の限定」である。例えば、受託者は、信託事務に関する取引で生じた債務について、一定範囲で責任が限定される（信託法216条以下）。受託者は、委託者および受益者の経済状況等の事情に左右されずに、信託目的に従い信託財産の運用、管理、処分ができる。

第2に、「信託財産の隔離」である。受託者の固有財産と信託財産は法的に独立しており、受託者の債権者は信託財産に強制執行をかけることができない。

第3に、「報酬・費用の請求」である。受託者は、信託財産の運用、管理、処分をすることにより、委託者から報酬・費用を請求することができる。

第4に、「手続の簡易化」である。商事信託会社は信託業法に基づく

民事信託の活用に係る法的課題

免許、最低資本金および営業保証金規制の対象となる。しかし、民事信託会社の設立は免許・登録が不要であり、最低資本金および営業保証金規制の対象ではない。

3 受益者のメリット

第1に、「収益の確保」である。受益者は自身で財産を運用するよりも、受託者の信用およびノウハウを活用できる。そのため、受益者は他に仕事をしていても、また信託財産の運用に関与していなくても、信託の収益配当を受け取ることができる。

第2に、「税負担の軽減」である。個人と個人の財産承継では、多額の贈与税または相続税が発生することが予測され、当事者にとり金銭および心理上の大きな負担となる。受益者は、信託財産を承継するのではない。受益権を承継するとしても、信託の対象となった財産そのものを承継することと比較して、多額の贈与税または相続税が発生すること考えにくいである。なお、受益権に基づく信託の収益配当および受益権の譲渡益は課税対象となる。

第3に、「受益権の譲渡」である。受益者は受益権を他者に譲渡することができる。また、受益権を有価証券化することができる。例えば、P会社で経営する複数の事業部門のうち、後継者が得意とするQ部門を自己信託とする。受益権を有価証券化して、資金を有する関係者に譲渡をして、投資対象としてもらうのである。詐欺信託にならないように留意する必要はあるが、従来の会社分割とは異なる組織再編である。

第3章 信託諸法の改正

1 信託法の改正

(1) 改正の概要

2006年に信託法および信託業法が抜本的に改正された。社会・経済活動の多様化に伴い、各方面で信託の利用が進むようになった。ファイナ

ンス手法の多様化，土地信託，証券信託，資産流動化に係る信託機能が，現実のニーズに柔軟な対応ができることが求められるようになった。しかし，信託に係る法制度と実務との乖離に加え，法律の定める内容が不明なこと，規定自体が存在しないこと，旧信託法の強行規定などがネックとなり，信託取引を円滑に実行できないなど弊害が問題となっていました。そこで，信託法および信託業法が抜本的に改正された。新信託法の概要は，つぎの内容である。

第1に，旧信託法は強行法規性が強いものであった。新信託法は原則，任意法規化した。

第2に，旧信託法は悪質な信託会社を規制する取引法規が強いものであった。新信託法は信託が受益者の利益のための制度であることを前提として，受益者の権利・利益を保護，強化し，それに係る行使の規律を整備した。

第3に，旧信託法は伝統的な財産管理信託を前提としていた。新信託法は信託の多様な利用形態を許容している。

第4に，旧信託法は信託財産と当事者の倒産隔離が不十分であった。新信託法は信託財産と当事者の倒産隔離機能を強化した。

このように旧信託法は規制が強く，信託の参入規制が厳格であった。他方，新信託法は多様かつ柔軟な形態により信託が積極的に活用される

(4) 社会・経済活動の多様化に伴い，各方面で信託の利用が進むようになる。例えば，法人および個人の富の蓄積が信託法の制定当時とは比較できないほどに進展し，高齢化および核家族化が進み，資産管理に関する信託機能がより期待されるようになる。

また，ファイナンス手法の多様化，土地信託，証券信託，資産流動化に係る信託機能が，現実のニーズに柔軟な対応ができることが求められるようになる。

しかし，法律と実務との乖離があり，法律の定める内容が不明なこと，規定自体が存在しないこと，信託法の強行規定がネックとなり，取引を円滑に実行できないなど弊害が問題となっていた。そこで，2006年に，信託法および信託業法が抜本的に改正された。

ことを期待した内容となった。反面、信託を利用したハイリスク・ハイリターンな金融商品による被害、詐欺的な信託スキームが出現する可能性も少なくない。

(2) 具体的規制

前記の改正概要を具体的に指摘すれば、つぎのようになる。

第1としては、例えば、①受託者の分別管理義務、②忠実義務、③自己執行義務を維持しながらも、一定の要件に基づき除外規定を整備している。

また、④受託者の解任についても、信託行為に別途の定めがない限り、委託者および受益者の合意があればいつでも解任できる。このように、当事者の意思をより尊重する内容に規定を合理化している。しかし、信託の本質に反するような内容を信託行為に定めることはできず、受託者が負担する各種義務を減免する定めについては制限されている。

第2としては、例えば、①受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化、②信託監督人・受益者代理人制度の創設、③帳簿等の作成、保存等に関する規律の整備、④受託者の行為に対する事前差止請求権の創設、⑤受託者の利益相反行為・競合行為規制の強化と一定範囲での許容、⑥信託行為により制限できない受益者の権利の明確化、⑦費用等補償義務の原則不存在、⑧受益権取得請求権などである。

第3としては、例えば、①信託の併合・分割の制度の創設、②受益証券発行信託、③限定責任信託の各制度の創設、④自己信託、⑤事業信託、⑥セキュリティ・トラスティの各設定が可能であることの明確化などがある。

第4としては、例えば、①受託者からの倒産隔離（信託財産の独立性）を強化し、信託財産と受託者の固有財産が識別不能になった際にも、一定の範囲で信託財産が確保されることの制度の創設、受託者の権限違反行為に対する取り消すことができる範囲と信託財産責任負担債務の範囲

の明確化、信託財産と受託者の固有財産の相殺の可否の規制整備、②委託者・受益者からの倒産隔離を強化し、詐害信託および信託の終了に関する規定の整備、③信託財産の破綻リスクに対応するため、信託の積極財産を超える信託債務を負担するなどの信託財産自体が破綻する可能性を前提として、限定責任信託制度および信託財産の破産手続の規定を創設している。

(3) 信託の併合・分割制度

信託の併合（会社の合併に相当）と信託の分割（会社の分割に相当）については、社会的なニーズから創設された。信託法は、信託の併合・分割の手続を明確化し、関係当事者間の適切な利害調整を図る規定を設けている。

2 信託業法の抜本的改正

新信託業法の改正概要は、つぎの内容である。第1に、受託可能財産の範囲の拡大である。第2に、信託業の担い手の拡大である。

第1としては、例えば、金銭、金銭債権、有価証券、土地、動産、地上権・土地の賃借権に加え、財産一般（知的財産、担保権等）の受託が可能である。

第2としては、例えば、信託兼営金融機関、信託会社、管理型信託会社、グループ企業内の信託、技術移転機関、信託契約代理店、信託受益権販売業者制度がある。

新信託業法は、信託の引受けの対象となる財産範囲を撤廃するとともに、信託取引に多様な担い手の参入が可能である。そして、受益者保護を充実している。

信託業法の抜本的改正により信託業への参入規制が大幅に緩和された。信託業の免許がなくても、登録で営むことを認め（信託業法7条1項）、企業グループ内信託（信託業51条）、特定大学技術移転事業にかかる信

託（信託業法52条）が特例として認められた。⁽⁵⁾

第4章 受託者の行為規制

1 信託法上の規制

信託は他人の財産の管理または処分を行うため、受託者には信託法に基づく種々の規制が課せられる。

第1に、資格制限である。例えば、未成年者、成年被後見人・被保佐人は受託者となれない（信託法7条）。民事信託では、原則として信託業法の適用はなく、受託者は欠格事由に該当しなければ、自然人または法人を問わず、法人には会社（株式会社・持分会社・特例有限会社）、一般社団法人、一般財団法人等を含む。

第2に、受託者の行為規制である。例えば、受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない（信託法29条1項）。そのた

(5) 2006年に信託法および信託業法が全面改正され、信託業への参入規制が大幅に緩和された。

第1に、信託財産の管理・処分の方法において受託者の裁量が生じないように設定できる管理型信託業が規定された（信託業法2条3項）。

第2に、信託業の免許がなくても登録で営むことを認め（信託業法7条1項）、管理型信託業の登録は3年ごとの更新でよい（信託業法7条2項）。

第3に、①同一の会社集団に属する者の間における信託（企業グループ内の信託会社）（信託業法51条）、②特定大学技術移転事業にかかる信託（技術移転機関。承認 TLO (Technology Licensing Organization) による信託）（信託業法52条）が特例として認められた。これらは、企業グループ間の知的財産権の一括集中管理、技術移転機関による大学発明などの一元管理、および産業界への技術移転の促進を容易にする制度である。

これらの特例は、企業グループ間の知的財産権の一括集中管理、技術移転機関による大学発明などの一元管理、および産業界への技術移転の促進を容易にする制度である。企業グループ内信託の引受けは、内閣総理大臣への届出でよく、承認 TLO による信託の引受けには管理型信託会社と同様に登録でよいのである。組織形態として株式会社にすべき要件はなく、最低資本金の定めもない。財団法人または学校法人がこれら信託の受託者となることができる。

め、受託者は、信託事務において善管注意義務を負い（信託法29条2項）、受益者のために忠実義務を負う（信託法30条）。

信託財産は、受託者の固有財産および他の信託財産とは分別管理を要する（信託法34）。受託者の善管注意義務は任意規定であるが（信託法29条2項但書）、受託者の行為規制を信託契約の定めによって軽減することは困難である。⁽⁶⁾

2 信託業法上の規制

受託者が信託を業として、営利目的で継続反復して行う場合、信託業法に基づく厳格な義務が課せられる。

信託業とは、信託の引受けを営業として行うことである（信託業法2条1項）。信託業を営む信託兼営金融機関、信託会社は、内閣総理大臣の免許、資本金規制、営業保証金の供託の規制を受ける。これらは、信託の引受けを営業として行う。営業とは、信託法に基づく信託を営利の目的をもって反復継続して行うことである。

また、管理型信託会社、技術移転機関（承認 TLO）、信託契約代理店は登録制である。さらに、グループ企業内の信託は、届出制である。

では、どのような状況であれば、信託の引受けを「反復継続して行う」ことになり、信託業に該当することになるのかが問題となる。例えば、グループ企業内の信託では、当事者が一定範囲で限定されいながら多数にのぼり、反復継続して行うことが想定される。しかし、委託者および受益者の保護に反する信託となることは生じにくく、信託の引受けについては、信託会社の設立後の届出制となっている。

当事者が限定されており、委託者および受益者の保護に反しないような事業の信託の引受けについては、設立後の登録制となっている。

(6) 高橋康文『新しい信託業法』（第一法規，2005年）58頁。

3 自己信託における適用除外

自己信託につき、50人超の投資家から資金調達しない場合、信託業法の規制を受けない（信託業法50条の2）。受益者が50人以下なら信託業法の規制を受けないが、受益者の人数は信託毎にカウントするため、少人数の信託を繰り返しても信託業法の規制を受けない。

しかし、信託法により、信託受益権を有価証券として発行し、不特定多数からの資金調達のために、自社の事業の一部等を自己信託する場合、信託業法の規制に服する。業として信託会社を営む会社に支払う費用は一般的に高額であり、自己信託することが考えられる。

事業信託については、反復継続性および営利性があるか否かにより信託業法の規制を受けるが否かが決まる。例えば、事業再編目的なら反復継続的⁽⁷⁾とは言えないので適用外になる。

4 多様な信託の創設

信託法の改正により、多様な信託が創設された。以下、その概要を紹介する。

（1）信託の併合・分割制度

信託の併合（会社の合併に相当）と信託の分割（会社の分割に相当）については、社会的なニーズから創設された。信託法は、信託の併合・分割の手続を明確化し、関係当事者間の適切な利害調整を図る規定を設けている。

（2）自己信託

自己信託とは、委託者と受託者が同じである信託をいう（信託法3条3号）。自分で帳面（勘定）を分けて、自分を「信じて託する」のであ

(7) 新井誠『信託法（第3版）』（有斐閣，2008年）135頁。

る。とりわけ、資産流動化システムでの活用が期待される。

(3) 限定責任信託

限定責任信託とは、信託法において「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託」である（信託法2条12項）。限定責任信託は、受託者の責任財産の範囲を信託財産に限定するものであり、受託者が信託を引き受けやすくなる。⁽⁸⁾

(4) 受益証券発行信託

受益権を表示する証券（受益証券）を発行し、それを有価証券化して流通させる信託である。信託を用いた金融商品の利便性が高まる。

受益証券の発行、受益権原簿制度、関係当事者の権利義務など、詳細な規定が設けられている。

(5) 担保権の信託

担保権の信託（セキュリティ・トラスト）とは、担保権設定者を委託者、担保権者を受託者、債権者を受益者として担保権を設定する信託のことである。

債務者を委託者、担保権者を受託者（信託銀行・信託会社）、債権者（金融機関）を受益者として信託を設定する。シンジケート・ローンなどにおいて、担保権の管理を行う手法として高い期待が寄せられている。

(6) 目的信託

目的信託とは受益者の定めがなく、一定の目的のために設定する信託である（信託法258条、259条）。事業貢献者に奨励金を支給する私的ノ

(8) 井上聡他・前掲注(3)254頁。

民事信託の活用に係る法的課題

ーベル賞、創業者記念館、慈善またはボランティア基金、委託者の死後における財産管理およびペットの飼育、地域における災害復旧などの目的のため、個人財産を信託会社に信託する。公益を目的とした信託（公益信託）に限定されない。

（7）受益者連続信託

受益者連続型信託は、財産分割の新たな手法である。①息子の嫁に遺産をやりたくない、②妻の再婚相手に相続させたくない、③後継者が幼少のための対策など、相続問題に多様な活用が期待されている。

（8）家族信託

家族信託は、①遺言代用の信託、②後継ぎ遺贈型の受益者連続に関する規定がある。個々の家族の事情にあわせて、配偶者および子供の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として活用が期待されている。

（9）遺言代用信託

遺言代用信託とは、①委託者が死亡すれば、受益者となる者として指定された者が受益権を取得する定めのある信託（信託法90条1項1号）、②委託者の死亡を始期として、受益者が信託財産にかかる給付を受ける権利を取得する定めのある信託（同項2号）、である。

遺言代用信託は、民法の遺言のような厳格な要式性によることなく、生前に死亡後の財産の処分方法について信託行為をもって定める。遺言代用信託は、民法上の遺留分減殺請求の対象となるため、遺留分に配慮する必要がある。

（10）公益信託

公益信託とは、委託者（個人または企業など）が拠出した財産を受託

者に信託し、受託者が公益目的（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教等）に従い、その財産を管理・運用して、不特定多数の方のために役立てることである。受益者の定めのない信託である。

公益信託は、受託者において主務官庁の許可を受けることを要し（公益信託法2条1項）、主務官庁の監督を受ける（同法2条2項）。

（11）知的財産権の信託

知的財産権の信託として、①第三者による権利侵害からの保護・効率的な管理を目的として設定される管理信託、②資金調達的手段として用いられる流動化型信託、③企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の管理信託、④映画の著作権を信託財産として資金調達を行う信託が設定されている。⁽⁹⁾

（12）事業の信託

事業の信託とは、株式等の承継により会社の事業を個人後継者（旧代表者の子供）に引き継がせるのではなく、財産と債務の集合体としての事業そのものを信託に移転させる取引である。⁽¹⁰⁾

（9） 井上聡他・前掲注（3）205頁。

（10） 事業信託とは、株式等の承継により会社の事業を個人後継者（現代表者の子供等）に引き継がせるのではなく、財産と債務の集合体としての事業そのものを信託に移転させる取引である。一定期間、事業の運営を受託者にゆだね、信託期間の満了後に受益者に事業を帰属させる。対象会社の事業を負債も含め、信託の対象とする。従来オーナー経営者は受益者となる。

事業信託の活用場面として、つぎの状況が考えられる。

第1に、会社の後継者対策である。後継者がいない場合、または後継者が育つまで、経営能力のある第三者に事業を信託するのです。中継ぎ的に信託を活用し、将来後継者が経営者として育った場合、信託を終了し、後継者が自身で当該会社の経営を行う。また、信託を継続して、受益者のままでいることも当然に可能である。

民事信託の活用に係る法的課題

一定期間、事業の運営を受託者にゆだね、信託期間の満了後に受益者に事業を帰属させるのです。対象会社の事業を負債も含め、信託の対象とする。従来のオーナー経営者は受益者となる。

第5章 民事信託の種類

民事信託とは、信託の受託者が営利を目的としないで引き受ける信託である。従来、信託は信託兼営金融機関および信託会社が内閣総理大臣の免許を受けて信託業を営む商事信託が中心であった。

しかし、信託法の改正により、個人または中小企業の経営者の意図を実現するため、委託者と受託者の間で独自の信託契約を締結し、様々なコストを抑えつつ、信託のメリットを生かすことができるようになった。民事信託を担う受託者は一定の資格要件があるが（信託法7条）、信託業法の適用はなく、自然人または法人を問わない。また、信託会社の設立において免許・登録等が不要である。

本章では、①自己信託、②限定責任信託、③知的財産権の信託、④金銭信託について検討する。

現オーナー経営者が委託者として、生前に信託会社と信託契約を結び、オーナー自身が受益者となり、相続によって受益権を承継者（後継者）に相続させることが多いと考えられる。

第2に、会社分割的な活用である。会社が所有する多数不動産の賃貸など、高度な経営能力をあまり要しない事業は、経営能力が未だ備わっていない後継者が経営する。他の事業は信託会社に事業信託をして受益者となり、信託終了後に後継者自身で経営する。後継者が経営能力を身につけるまで、時間的猶予となった。

第3に、遺産分割に関する活用である。現オーナー経営者の長男Xに経営能力がない場合、事業部門Aを信託受益権で相続させる。他方、経営能力のある長女Yに事業部門Bを相続させます。同族間の紛争を予防することもできる（今川嘉文『事業承継の理論と実際』（信山社、2009年）189頁、有吉尚哉「事業承継における「事業の信託」の利用可能性」ビジネス法務2008年8巻5号122頁以下）。

1 自己信託

(1) 自己信託とは

自己信託とは、委託者と受託者が同じである信託である（信託法3条3号）。すなわち、一定の目的に従い、自己の有する一定の財産の管理、処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨を公正証書等の書面または電磁的記録で行うものである。

自分で帳面（勘定）を分けて、例えば、「私Pは自己名義の土地建物を子供Qのために受託者として管理する。」と宣言して信託を設定する。自己信託は、とりわけ資産流動化システムでの活用が期待される。⁽¹¹⁾

(2) 自己信託の問題点

自己信託であっても、受託者は受益者に義務を負い、受益者が受託者に受益権を有する。他の信託と異なり、自己信託は委託者から受託者に財産の移転がなく、いつ信託の効力が発生したのか第三者から分かりにくい。そのため、委託者の債権者を害するおそれがある。

例えば、委託者の債権者が委託者の財産に差押えをする際に、委託者が自分の家族を受益者として差押えより前の日付で自己信託を設定する。そして、「この財産はもはや私の固有財産ではない。あなたは差押えできないよ。」と主張するかもしれない。

そこで、信託法は、このような弊害に対処するために、自己信託の設定においては、一定の要件が定められている。

(3) 自己信託の要件

自己信託の濫用を防ぐ措置として、以下を要件とする。

第1に、信託の設定は、公正証書を要する。公正証書以外の書面によ

(11) 北浜法律事務所・外国法共同事業編『新信託の理論・実務と書式』（民事法研究会、2010年）224頁。

民事信託の活用に係る法的課題

るときは、受益者となるべきものとして指定された第三者に対する確定日付のある証書による通知を要する。

第2に、委託者の債権者は、信託として別に管理されている財産に対しても強制執行できる。

第3に、信託設定が真正になされたことを弁護士、公認会計士、税理士等にチェックさせるなどの義務が求められる。

自己信託は、繰り返し行う場合であっても業として信託を「引き受ける」とはいえず、信託業には該当しない。しかし、自己信託の受益権者が50名以上である場合、信託の設定をしようとする者は、①内閣総理大臣の登録を受ける義務、②信託設定が真正になされたこと、信託財産の評価額等について弁護士、公認会計士、税理士等による調査を受ける義務を負う（信託業法50条の2、信託業法施行規則51条の2、同規則51条の7）。

自己信託の活用方法として、以下が考えられる。⁽¹²⁾

(4) 自己信託の活用方法

自己信託は一定の弊害が懸念されることから、厳格な要件が定められているが、多様な活用方法が期待されている。例えば、以下が考えられる。⁽¹³⁾

(12) 信託登記実務研究会編『信託登記の実務』（日本加除出版、2009年）6頁、250頁。北浜法律事務所・外国法共同事業編・前掲注(11)238頁。

(13) 自己信託の課税について、信託を設定した段階では、同じ法人内での移動に過ぎないため、法人税は賦課されない。信託財産から生じる毎年の所得については、受益者課税ではなく、法人課税となる。ただし、自己勘定部分と信託勘定部分はそれぞれ別後の単体法人とみなして別個に法人税の申告を行う（法人税法4条の6）。

「自己信託」において、法人が委託者となる場合、毎年の所得について、受託者に対し法人税が課される。具体的には、つぎの内容である。

第1に、当該法人の事業の重要な一部または全部が信託され、かつその受益権の100分の50を超えるものを、当該法人の株主に交付することが見

(イ) 企業組織再編の効果

事業承継の対象会社において、後継者に経営能力がないため、能力のある第三者に信託させるだけでなく、自社に優秀な人材がいる場合であっても、自己信託は有用である。

自己信託は、「自ら信託行為をする。」と信託宣言をして、事業自体を分けることができる。この宣言を、信託宣言という。企業組織再編の法的手続を簡素化し、分社または同等以上の効果が見込まれる。

しかも、信託を設定した段階では、信託財産は同じ法人内での移動にすぎないため、課税が生じない。また、後継者が複数存在する場合、同族内での紛争防止になる。

(ロ) 事業承継と信託受益権

相続人である後継者が事業承継の対象会社の自社株式を相続した場合、納税資金を工面する必要がある。会社が自己株式として買取るにしても、剰余金の分配可能額の範囲内という規制がある（会社法461条1項）。

そこで、後継者は、ある事業部門を自己信託し、その信託受益権につき現預金を比較的多く相続した相続人に買取ってもらうことで納税資金とすることができる。

オーナー経営者が生前中に、ある事業部門を自己信託し、それを後継

込まれるもの」は、受託者の国有財産から生ずる所得とは区別して法人税が賦課される（法人税法2条29の2ハ(1)、法人税法施行令14条の5第1項・2項）。

第2に、受託者がその法人またはその法人との間に特殊の関係のある個人若しくは法人（特殊関係者）であり、かつ、その信託財産の存続期間が20年を超えるものである（法人税法2条29の2ハ(2)、法人税法施行令14条の5第3項・5項）。20年以下なら法人税は賦課されない。

第3に、受託者がその法人またはその特殊関係者であり、かつその受益権の一部をその法人の特殊関係者が保有する信託で、その特殊関係者に対する損益の分配割合が変更可能である信託である。委託者の法人に対し課税される（法人税法2条29の2ハ(3)、法人税法施行令14条の5第6項）。

者に相続させることで、前記の方法を採れば事業承継の対策となる。

2 限定責任信託

(1) 意義

限定責任信託とは、信託法において「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託」と定義されている（信託法2条12項）。

このように限定責任信託は、受託者の責任財産の範囲を信託財産に限定するものである。そのため、これにより受託者が信託を引き受けしやすくなる。

旧信託法は、信託事務に関する取引から生じた債務について、受託者の固有財産および信託財産が共に責任財産となることを原則としていた。

この原則は、受託者の負担が過度に重くなる危険性があり、信託事務に関する取引から生じた債務について責任財産を信託財産に限定したいというニーズがあった。それを満たすためには、受託者が債権者と個別に責任財産限定特約を結ぶ必要がある。しかし、当該特約に賛同しない債権者は拘束されない。また、当該特約に賛同しない債権者に対する債務のほうの問題となる場面が多く、特約だけで対処することは不十分であった。そこで、受託者の有限責任を認める制度として、信託法は限定責任信託の制度を創設した。

これにより、限定責任信託は、信託のより一層の活発な利用を促進することができる。とりわけ、資産の流動化、専門的な能力・技術を要するが、莫大な費用がかかるプロジェクト事業の実施、信託事務から生じる債務に無限責任を負うことの高リスクが事案、資産管理の方法として親族が無報酬で受託者になる事案場面などでの利用が期待されている。

ただし、限定責任信託においても、受託者が信託事務を処理するうえでの不法行為による債務は、信託財産のみならず、固有財産も引当てになる。

(2) 債権者保護

信託法は、受託者の責任が信託財産に限定される限定責任信託を認めている一方、債権者保護のための規定を整備している。

例えば、限定責任信託は、登記が要求され、法務省令で定める方法により算定される給付可能額を超えて受益者に信託利益の給付を行うことはできない。

また、受益証券発行限定責任信託は、一定以上の資産額の信託について、会計監査人の監査が義務づけられている。

(3) 設定要件

限定責任信託は、信託行為において、信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをなし、登記をすることによって、その効力が生じる（信託法216条1項）。

登記を要する理由は、信託債権者の責任財産を信託財産に限定することについて一定の事項が公示され、取引関係に入ろうとする第三者に対する予見可能性が確保される客観的状況が作出されてはじめて効力を認めるのが適当と考えるからである。

3 知的財産権の信託

知的財産権の信託は、知的財産を活用する手法として高い期待がなされている。知的財産権の信託には、つぎが考えられる。

①第三者による権利侵害からの保護・効率的な管理を目的として設定される管理信託、②資金調達的手段として用いられる流動化型信託、③企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の管理信託、④映画等の著作権を信託財産として資金調達を行う信託、などである。

なお、信託業法改正により、営業信託における受託可能財産の制限が撤廃された。その結果、信託銀行および信託会社が、知的財産権（特許

権、著作権等)を受託することが可能である。

第6章 民事信託の活用

1 民事信託の期待

従来、信託は信託兼営金融機関および信託会社が内閣総理大臣の免許を受けて信託業を営む商事信託が中心であった。しかし、信託法の抜本改正により、信託制度が身近なものとなり、民事信託の積極的な活用が期待されている。そこで、民事信託を活用した事例を、つぎに例示する。

2 民事信託の活用事例

(1) 前提となる事実

民事信託を活用した財産管理を、具体的事例により考えてみる。例えば、A1は不動産を複数所有(X・Y・Z)している。家族は、配偶者A2、長男B、長女Cである。長女CはP会社を経営し、A1からP会社本社の敷地として土地Xを借りている。

Q銀行は、P会社に対する融資の担保として、Xに抵当権しており、A1はその債務につき連帯保証をしている。高齢となったA1は、土地XをC、土地Y・ZをBに承継させたいと思っている。

また、A1の手持ちの現預金は少なく、Cが経営するP会社の業績に照らし、Q銀行からの強制執行をととても心配している。

(2) 民事信託の活用

民事信託をこの場面で活用するには、つぎの方法が考えられる。

第1に、A1の財産を信託するもの(Y・Z)、信託しないもの(X)に分類する。第2に、Bが、民事信託会社R会社を設立し、A1とR会社との間で、信託契約を締結する。信託財産は不動産Y・Zである。第一次受益者をA1に、第二次受益権をA2、第三次受益権をBに指定す

る。第3に、A1が死亡後、受益権をA2、Bに承継する。

(3) 民事信託の利点

民事信託の利点は、①財産の保護、②税負担の軽減（譲渡所得税、登録免許税）等が考えられる。

信託会社R会社が対象不動産（本件では、Y・Z）の名義人になるため、P会社の財務状態の悪化から、委託者A1の財産を守ることができ

る。また、信託会社R会社の固有財産と信託財産（本件では、Y・Z）は法的に独立しており、R会社の倒産の影響も受けない。

第7章 福祉信託の手法

わが国では、高齢化および核家族化が急速に進み、高齢者および障害者の財産管理を法的に保護し、委託者の要求または財産の状況にあわせたスキームの構築が求められている⁽¹⁴⁾。

また、高齢者自身、配偶者その他の親族の生活保障に加え、委託者が会社を経営している場合、後継者の確保による事業の維持および承継等をいかにスムーズに行っていくかは、当事者だけでなく、社会全般に係る問題である⁽¹⁵⁾。

そこで、福祉信託の活用が考えられる。しかし、福祉信託の概念は多岐にわたるため、本章では、①目的信託、②受益者連続型信託、③家族信託、④遺言代用信託、⑤年金信託、⑥公益信託について検討をする。

(14) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法』（商事法務、2007年）66頁。

(15) 第一東京弁護士会司法研究委員会編『社会インフラとしての新しい信託』（弘文堂、2010年）87頁。

1 目的信託

(1) 概説

目的信託とは、受益者の定めがなく、一定の目的のために設定する信託である（信託法258条、259条）。設定方法として、①信託契約による方法、②遺言による方法、がある。どちらも信託存続期間は20年を超⁽¹⁶⁾えることはできない。

目的信託の活用方法として、例えば、以下が考えられる。

(イ) 特定目的の信託利用

事業貢献者に奨励金を支給する私的ノーベル賞、創業者記念館、慈善またはボランティア基金、委託者の死後における財産管理およびペットの飼育、地域における災害復旧、子育て支援などの目的のため、個人財産を受託者に信託するのである。

従来、受益者の定めのない信託は、自然保護または学費助成など公益を目的とした信託（公益信託）に限って認められていました。信託法はこのような制限を設けていない。

(ロ) 相続のバイパス

例えば、Xの推定相続人Aが浪費家であり、孫Bに遺贈をしても、財産を管理する親（相続人A）が使い込んでしまう場合がある。

そこで、Xが孫Bに遺贈した財産につき、死後の財産管理を受託者Yに委託する。将来、受益者としては孫Bになる。贈与税が課されるが、親Aに浪費されてなくなってしまうよりも良いかもしれない。

(2) 目的信託の課税

目的信託の課税は、①信託契約による目的信託の課税（委託者は、個

(16) 北浜法律事務所・外国法共同事業編・前掲注(11)286頁。

人・法人ともに可), ②遺言により設定された目的信託の課税(委託者は, 個人のみ)がある。

第1に, 生前に信託契約によって, 信託財産が委託者から受託者に移転する。委託者に対して譲渡所得税が賦課される。受託者である信託会社では, その受贈益に対して法人税がかかる。

第2に, 遺言により設定する目的信託の場合, 相続開始によって効果が発生する。課税関係は前記の第1と同様である。委託者が死亡した場合, 相続人は委託者の地位を引き継ぐことはできない(信託法147条)。

2 受益者連続信託

(1) 概説

受益者連続信託は, 財産分割の新たな手法である。

例えば, 受益者Aの死後はBを受益者とし, Bの死後はCを受益者とする旨の定めをする信託である(信託法91条)。信託から30年を経過した後, 指定された受益者が死亡する, または受益権が消滅するまでの間, 効力を有する。

受益者連続型信託の活用方法として, 以下が考えられる。

(イ) 相続の対策

例えば, 「息子の嫁に遺産をやりたくない。息子に相続させた財産はすべて孫に相続させたい。」という信託契約である。

すなわち, 「自分の遺産は相続人である息子が受け取る。しかし, 息子に相続がなされると, 息子が死亡すれば, その財産の半分は息子の嫁に相続されてしまう。孫もその頃には成人しているので, 息子の死後は孫に相続させたい。」という旨を信託契約するのである。

息子の妻には遺留分はあるが, 財産分割の新たな手法といえる。

(ロ) 後継者が幼少のための対策

後継者である子供Aが幼少のため、妻Bに事業を承継させて、本来の後継者が育成してからを子供に事業を継がせる。妻の再婚相手Cに事業および財産を持っていかれる心配をなくすためである。

従来は、財産がいったん相続人の財産となると、相続人の個人財産となり、その後の承継についてその人の私有財産となり、指図はできなかった。受益者連続信託は、このような場合、有用である。

(2) 課税

例えば、委託者Aが受託者（信託会社）と信託契約を締結する。Aの死亡により、B（相続人）が受益権を取得するが、Cを受益者としておけば、Cに対し遺贈により取得したものとみなして、相続税を課すことになる。

3 家族信託

家族信託として、例えば、①遺言代用の信託、②後継ぎ遺贈型の受益者連続に関する規定がある。

第1に、遺言代用の信託とは、例えば、①委託者が受託者に財産を信託する、②委託者自身を自己生存中の受益者とする、③自己の配偶者または子などを死亡後受益者とする。

死亡後受益者とは、委託者の死亡を始期として、受益権または信託利益の給付を受ける権利を取得する者である。

家族信託は、自己の死亡後における財産分配を信託によって達成する。そして、①委託者が死亡後受益者を変更する権利を有すること、②死亡後受益者は委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないことなどの特徴がある。

第2に、後継ぎ遺贈型の受益者連続に関する規定がある。後継ぎ遺贈型の受益者連続とは、例えば、夫が生前には自らを受益者として、夫の

死後は妻を、妻の死後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託である。個々の家族の事情にあわせて、配偶者および子供の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として活用が期待される。

4 遺言代用信託

(1) 定義

遺言代用信託とは、①委託者が死亡すれば、受益者となる者として指定された者が受益権を取得する定めのある信託（信託法90条1項1号）、②委託者の死亡を始期として、受益者が信託財産にかかる給付を受ける権利を取得する定めのある信託（同項2号）⁽¹⁷⁾、である。

遺言代用信託は、民法の遺言のような厳格な要式性によることなく、生前に死亡後の財産の処分方法について信託行為をもって定める。死因贈与と類似の機能を有する。

旧信託法では遺言代用信託に関する規定がなかったが、信託法は遺言代用信託に関する規定を明確に定めている（信託法90条）。遺言代用信託は、民法上の遺留分減殺請求の対象となるため、遺留分に配慮する必要がある。

(2) 受託者に対する監督

遺言代用信託は、委託者による受益者変更権の留保が規定されている（信託90条1項）。また、受託者の死亡の時以後に受益者が信託財産にかかる給付を受ける旨の定めのある信託では、受託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しない（同条2項）。

遺言代用信託では、委託者の生存中に受益者が存在しない場合等が想定され、受益者による受託者に対する監督が期待できない。そこで、委

(17) 日本弁護士連合会法的サービス企画推進センター遺言信託プロジェクトチーム『高齢者・障害者の財産管理と福祉信託』（三協法規，2008年）137頁。

民事信託の活用に係る法的課題

託者が、受益者の定めのない信託における委託者の権利と同様の権利を有する（信託148条）。委託者による受託者に対する監督が可能である。

委託者が死亡した後、受益者となるべき者が現存しない場合（例えば、当該者が胎児である）、または受益者として受託者に対する監督的権能を行使できな（例えば、当該者が幼少である）が想定される。

そこで、信託管理人等に関する規定等を信託の際に設けておく必要がある。

（3）遺言信託との相違

遺言代用信託は契約による生前処分であるが、遺言信託は遺言という単独行為による死後処分であるという点で違う。そのため、遺言信託には遺言の方式および効力に関する民法上の規定が適用され、厳格な遺言の方式を履践する必要がある。

また、財産の引渡しには遺言執行者による執行を経なければならない（民法1012条参照）。公正証書遺言の場合を除き、家庭裁判所の検認の手続（民法1004条参照）を経る必要がある。

他方、遺言代用信託は、契約であるのでかかる手続は不要であり、受益者は受託者の死亡後速やかに給付を受けることが可能である。

5 年金信託

年金信託は、企業がその従業員に退職後の年金または一時金を支給するために、必要な拠出金を信託することである。適格退職年金信託（他益信託）および厚生年金基金信託（自益信託）などがある。

第1に、適格退職年金信託とは、法人税の優遇措置（拠出金が損金扱いになるなど）を受けるため、信託契約の内容が政令に定める要件を満たす（適格）ものである。

適格退職年金信託では、委託者（企業）と受益者（従業員）が異なるため、他益信託である。適格退職年金信託は、平成24年3月末までに廃

止される。

第2に、厚生年金基金信託とは、企業とは別に、従業員が加入者である厚生年金基金が設立し、この基金が拠出金を受託者に信託し、年金、一時金の給付などの業務を行う。

厚生年金基金が信託の委託者と受益者となるため、自益信託である。厚生年金基金信託には、税金の優遇措置が認められている。

6 公益信託

公益信託とは、委託者（個人または企業など）が拠出した財産を受託者に信託し、受託者が公益目的（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教等）に従い、その財産を管理・運用して、不特定多数の方のために役立てることである。受益者の定めのない信託である。⁽¹⁸⁾

公益信託は、公益法人（例えば、財団法人）と類似の機能および規律を有している。公益信託は、昭和52年に信託銀行が取扱いを始めた。その後、個人の財産蓄積・企業の社会貢献活動の高まりなどを背景に着実に増加し、奨学金の支給、学術研究への助成、海外への経済および技術協力、まちづくり、自然環境保護活動への助成など幅広い分野で活用されることが期待されている。

公益信託は、受託者において主務官庁の許可を受けることを要し（公益信託法2条1項）、主務官庁の監督を受ける（同法2条2項）。

第8章 民事信託の課題

1 詐害信託の取消し

(1) 債権者詐害信託とは

民事信託の留意点として、債権者詐害信託に該当しないように注意が必要である。例えば、当事者が関係する会社の財務状況が極めて悪化し

(18) 北浜法律事務所・外国法共同事業編・前掲注(11)294頁。

た時点で、信託会社を活用した方法をとれば、債権者詐害信託に見られかねない。⁽¹⁹⁾

債務者である委託者が、その債権者を害することを知りながら、自己の債務履行または強制執行を逃れるために信託を設定したような場合、⁽²⁰⁾ 受託者が善意であっても、当該信託は「債権者詐害信託」となる。

(2) 詐害信託の対処

委託者の債権者は、訴えによって詐害信託行為の取消しを請求できる(信託法11条1項)。受託者の善意・悪意を要件としていないのは、つぎの理由による。受託者は委託者に対価を支払ったうえで信託財産を取得していない。受託者が委託者の詐害行為に係る事情を知らず、詐害信託行為の取消請求が認容されても、直ちに損害を被ることはないからである。

委託者の債務には、自ら不動産に第三者の担保を設定した場合、および第三者の連帯保証人あるいは連帯債務者になった場合などの債務も含まれる。

また、信託が設定された当時、すでに事業資金の弁済が滞っており、自己所有の不動産をもって弁済することが十分に想定された場合なども、当該信託が債権者詐害信託として取消しの対象になる可能性がある。

しかし、例えば、受益者が受益権を譲り受けた際に、委託者の債権者を害すべき事実を知らなかった場合、信託を取り消すことはできない(信託法11条1項但書)。善意の受益者を保護するためである。

委託者は事情を知らない善意の第三者に受益権を付与することにより、詐害信託の取消しを回避する可能性がある。そこで、委託者の債権者は

(19) 田中和明『新信託法と信託実務』(清文社、2007) 124頁。

(20) 法律関係の士業は民事信託について、①初期の計画立案、②関係者との調整、③当局との事前調整、④信託の登記、⑤違法行為の継続的チェックの場面で関与することが考えられる。

詐害信託全体の取消しではなく、事情を知っていた受益者が受託者から受けた信託財産の給付を個別に取り消す請求ができる。また、委託者の債権者は当該受益者の受益権を委託者に譲り渡すことを請求できる（信託法11条4項・5項）。

他方、自己信託は、委託者の財産隠匿に悪用される危険性が少なくない。そこで、信託設定前から委託者に債権を有していた者は、受益者の全部または一部が受益権を譲り受けた場合、当該債権者を害すべき事実を知らなかったときを除き、詐害信託を取り消すことなく、委託者に対し債権回収のために、信託財産に強制執行することができる（信託法23条2）。

2 受託者の破綻懸念

信託財産の独立性により、受託者が破綻したとしても、信託財産は、受託者の固有財産と区別され、破産財団等には含まれない。従来、信託は、信託銀行等の大手金融機関が引き受けてきましたので、受託者の破綻は現実化する懸念が少なかったといえる。

信託法および信託業法の抜本的改正により、大手金融機関以外の信託会社が比較的自由に参入でき、営業としてではなく信託が広く行われることが可能である。その結果、受託者の破綻が現実のものになるおそれもある。

そこで、受託者は信託財産と固有財産との厳格な分別管理義務を負う（信託法34条）。受託者個人の財産と信託財産に属する財産を分別して管理がなされることにより、受託者の財産のうち信託財産に属するに財産が特定され、受託者はその義務を果たすことができる。受託者個人の債権者から信託財産に属する財産に対して強制執行等がなされた場合、異議を主張することができる。

また、信託財産に属する債権と受託者の固有財産が負担する債務の相殺ができない。さらに、受託者の破産手続が開始された場合、信託財産

に属する財産は、破産財団（受託者の固有財産）に属しない（信託法25条）。

3 信託財産の独立性の確保

（1）分別管理の方法

受託者は信託財産と固有財産との厳格な分別管理義務を負う（信託法34条）。委託者の財産が受託者の名義となった場合、受託者の固有財産と信託財産との識別が困難となることも想定される。この場合、識別不能時における価格割合が判明しているのであれば共有とみなされる（信託法18条）。

受託者による分別管理として、①信託の登記または登録をすることができる財産は、信託の登記または登録、②金銭以外の動産については、固有財産と信託財産を外形上区別することができる状態で保管、③金銭その他の財産については、⁽²¹⁾計算を明らかにする方法等である。

（2）財産の識別不能

受託者が破産した場合、現金を破産財団（受託者の固有財産）に属するもの、信託財産に属するものに分ける。しかし、信託実務では金銭は帳簿上区別されているが、通常、現金のまま信託財産として保有・管理するのではなく、有価証券の売買、貸付けその他に運用される。そのため、受託者の固有財産と信託財産が識別不能となることが考えられる。

そこで、受益者は信託財産と固有財産との振り分けにつき、識別ができなくなった当時における財産の価格割合に応じて取り戻すことができると考えられる。

(21) 民事信託会社の設立登記とともに、委託者の財産のうち、登記または登録をしなければ、権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記または登録が第三者対抗要件である（信託登記実務研究会編・前掲注(12)67頁）。

(3) 分割手続

受託者の固有財産と信託財産が識別不能となった場合、両財産の分割手続を経ることにより、固有財産と信託財産との識別不能となる前と同量の財産を信託財産とすることができる。

分割手続の方法としては、①信託行為において定めた方法、②受託者と受益者との協議による方法、③受託者が自ら決する方法がある（信託法19条）。

受託者の判断により信託財産と固有財産との分割を認められるのは、当該分割をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるとともに、①受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、②当該分割の信託財産に与える影響、当該分割の目的および態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるときに限られる。受託者が正当な理由なくして、その決する方法により分割を行った場合、当該分割は無効と解される。

4 受託者の情報提供

民事信託では、様々な属性の者が受託者となるため、その任務が適切に行われ、委託者および受益者が受託者に対する監督機能を実効的なものに行うことが求められる。

そこで、委託者または受益者は、受託者に対し、信託事務の処理状況ならびに信託財産に属する財産および信託財産責任負担債務の状況について報告請求権を有している（信託法36条）。

受託者は、信託財産にかかる帳簿に加え、貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定める書類または電磁的記録を作成し、これら書類等につき10年間の保存義務を負う（信託法37条）。受益者または利害関係人は、これら書類等の閲覧謄写を請求することができる（信託法38条）。

受益者が2人以上ある信託において、受益者は受託者に対し他の受益者の氏名等を開示するよう請求できる（信託法39条）。例えば、複数の

民事信託の活用に係る法的課題

受益者A～Dによる意思決定方法が全員一致によることになっており、受益者Aが他の信託との併合を望むような場合、他の受益者B～Dに当該併合に賛同してもらうためB～Dと交渉することになる。そこで、受益者Aが他の受益者B～Dの氏名および住所等の情報を知ることができる方法として、当該規定がある。

受益者等からの閲覧請求に対し受託者が応じない場合、受益者等は閲覧等を求めて訴訟を提起することができる。受託者が情報提供義務に違反した場合、受益者等に損害が生じているのであれば、受託者に対し損害賠償請求をすることができ、受託者を解任することもできる。

5 脱法信託・訴訟信託の禁止

信託の目的が、法令により禁止されているものを所有することはできない（信託法9条）。脱法信託の禁止と呼ばれます。例えば、外国人は一部の株式会社が発行する議決権株式の保有割合につき、一定以上を超える場合、株主名簿の書換えが禁止されている。そのため、外国人が当該株式を信託により取得し、受託者の名前で名義書換えを請求することもできない。

また、受託者に訴訟行為をさせることを主たる目的として信託をすることも禁止されている（信託法10条）。訴訟行為には、破産手続の開始申立および強制執行が含まれている。

6 受託者の限定責任と信託財産の破産

民事信託の広範かつ多様な活用が期待され、受託者の責任が拡大する可能性があるため、受託者は信託事務に関する取引で生じた債務について、一定範囲で責任が限定される（信託法216条以下）。

他方、信託の受益権が譲渡により転々流通し、不特定多数の受益者が生じることが予想される。受益者が信託の費用および損害に対し無限責任を負う可能性があるとする、受益権の取得者は多額の損失または費

用負担を被るかもしれない、受益権の流通が滞るかもしれない。

そこで、責任財産である信託財産をもってしても弁済されない債務が増加することが予想されるため、信託財産自体の破産手続により最終的に処理される。

7 遺留分

民事信託においても、民法における相続人の遺留分制度が問題となる。とりわけ、遺言信託等では顕著であり、委託者が相続人の遺留分を侵害するような信託を設定した場合、相続人から遺留分減殺請求権を行使されるおそれがある。

民事信託に関する遺留分減殺請求権については、遺留分減殺請求の対象は何か、相手方は誰か、受益権をどのように評価するかのなどの問題があり、遺贈に関する民法の規定が類推適用され、遺言の方式および効力についても民法の規定に従うものと解される（民法960条以下）。

しかし、判例および学説においても解釈が確立されていない面があり、法律・税務・会計等の専門家が関与して、関係当事者の意向を取り入れ、納得できるスキームを構築することが求められるであろう。

[附記] 日本司法書士会連合会および近畿司法書士会連合会から、研究助成金（学術交流企業法務研究）を受けた。本稿は、その研究成果の一部である。